

令和 5 年太子町条例第10号

太子町健康づくり推進条例

(目的)

第1条 この条例は、健康づくりに関し、基本理念を定め、町の責務、府等との協力並びに住民、事業者及び関係団体の役割について定めるとともに、健康づくりの推進に関する施策の基本的な事項等を定めることにより、住民の健康づくりを総合的かつ計画的に推進し、もって住民が健康で、活力ある地域社会を実現することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 健康づくり 住民が健康に関する知識を習得し、生活習慣の改善を通じた疾病の予防並びに健康診査の受診を通じた疾病の早期発見及び早期治療を行うことにより、主体的に心身の健康の保持及び増進に取り組むことをいう。
- (2) 住民 町内に居住する者をいう。
- (3) 事業者 町内において事業を営む個人又は法人その他の団体で、従業員を雇用しているものをいう。
- (4) 関係団体 町内において健康づくりを推進する活動を行う団体

(基本理念)

第3条 健康づくりは、住民一人ひとりが健康づくりへの関心と理解を深め、自らの健康状態に応じた健康づくりに生涯にわたって主体的に取り組むことにより行われるものとする。

2 健康づくりは、町、住民、事業者及び関係団体がそれぞれの役割及び責務を踏まえ、相互に連携協力して取り組むことにより行われるものとする。

(町の責務)

第4条 町は、前条に定める基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、健康づくりに関する施策の総合的な策定及び実施に努めるものとする。

2 町は、住民一人ひとりの健康づくりへの関心と理解を深め、健康づくりの気運の醸成及び住民が健康づくりに取り組みやすい社会環境の整備に努めるものとする。

(計画の策定)

第5条 町は、健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、住民の健康づくりに関する計画（以下「計画」という。）を策定するものとする。

2 計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- (1) 住民の健康づくりの推進に関する基本方針
 - (2) 住民の健康づくりの推進に関する目標
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、住民の健康づくりの推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための必要な事項
- 3 町は、計画の策定に当たっては、住民をはじめとする関係者から広く意見を聴くものとする。
- 4 町は、計画を策定した時は、その内容を速やかに公表するものとする。
- 5 前2項の規定は、計画の変更について準用する。

(府等との協力)

第6条 町は、健康づくりの推進に関する施策を円滑かつ効果的に推進するため、府及び他の市町村と連携協力して取り組むよう努めるものとする。

(住民の役割)

第7条 住民は、基本理念にのっとり、健康づくりに継続して取り組むよう努めるものとする。

- 2 住民は、健康診査の定期的な受診等により、自らの心身の状態を把握するよう努めるものとする。
- 3 住民は、家庭において健康づくりに取り組むとともに、学校、職場、地域その他のあらゆる場所における健康づくりの推進に関する活動に参加するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第8条 事業者は、その使用する者に対し、健康づくりに資する情報の提供、健康診査の実施その他の健康づくりの推進に取り組むとともに、健康づくりに取り組みやすい職場環境の整備に努めるものとする。

- 2 事業者は、町が実施する健康づくりの推進に関する施策に協力するよう努めるものとする。

(関係団体の役割)

第9条 関係団体は、住民の健康づくりを推進するための活動の充実及び関係団体相互の連携に努めなければならない。

- 2 関係団体は、町が実施する健康づくりの推進に関する施策及び事業の推進に協力するよう努めるものとする。

(町の施策)

第10条 町は、住民の健康づくりを推進するため、次に掲げる施策を実施するものとする。

- (1) 住民と行政の協働によるソーシャルキャピタル醸成の取組に関すること。
- (2) 生活習慣病、感染症その他の疾病及び依存症の予防に関する知識の普及及び啓発に関すること。

- (3) 食生活、運動、休養・睡眠、喫煙その他の生活習慣の改善及び歯と口腔の健康増進を図るために必要な環境の整備に関すること。
- (4) 定期的に健康診査及び歯科に係る健康診査を受けること並びに必要なに応じて保健指導を受けること。
- (5) 妊産婦及び乳幼児に対する健康診査、保健指導等の保健サービスの提供に係る体制の整備に関すること。
- (6) 世代に応じた食育の推進並びにこころの健康の保持及び増進に関すること。
- (7) 健康づくりに必要な情報の提供に関すること。
- (8) 受動喫煙（人が他人の喫煙によりたばこから発生した煙にさらされることをいう。）の防止に関すること。
- (9) アルコール健康障害（アルコール依存症その他の多量の飲酒、20歳未満の者の飲酒、妊婦の飲酒等の不適切な飲酒の影響による心身の健康障害をいう。）の防止に関すること。
- (10) 前各号に掲げるもののほか、健康づくりの推進に関し町長が必要と認めること。

（受動喫煙の防止に関する連携協力）

第11条 町、住民及び事業者は、受動喫煙の防止に関する普及啓発その他の必要な施策の効果的な推進のため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

（酒類提供事業者等の協力）

第12条 酒類提供事業者等（営業の形態にかかわらず、設備を設け酒類を提供して飲食させる営業を行う者及びその業務に従事する者、若しくは酒類を販売する者又は酒類を無償で提供する者をいう。）は、町において実施するアルコール健康障害の防止に関する施策又は取組に協力するよう努めるものとする。

（推進会議）

第13条 町は、計画の策定並びにその推進に関する事項について調査審議するため、太子町健康づくり推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

2 推進会議は、委員20人以内で組織し、委員は町長が委嘱する。

（委員の任期）

第14条 委員の任期は、2年とする。ただし、その再任を妨げない。

2 委員に欠員が生じた場合の補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

（会長及び副会長）

第15条 推進会議に会長及び副会長を置き、委員の互選により選任する。

2 会長は、会務を総理し、推進会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第16条 推進会議の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の過半数の出席がなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(委任)

第17条 この条例の施行に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(条例の廃止)

2 太子町健康づくり推進会議条例（平成26年太子町条例第16号。以下「旧条例」という。）は廃止する。

(経過措置)

3 この条例の施行の際現に前項の規定による廃止前の旧条例の規定により置かれている太子町健康づくり推進会議（以下「旧推進会議」という。）は、第13条第1項の規定により置かれた推進会議とみなす。

4 この条例の施行の際現に旧条例第3条の規定により旧推進会議の委員に委嘱されている者は、第13条第2項の規定により推進会議の委員に委嘱された者とみなす。この場合において、委員の任期については、その者が旧条例第4条第1項の規定により委嘱された日から起算する。

(招集の特例)

5 この条例の施行の日以後又は委員の任期満了後最初に行われる会議は、第16条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。